

関信越税業発 7 第 98 号
令和 7 年 5 月 28 日

県連会長
支 部 長 各位

関東信越税理士会

会 長 大 山 博 之
業務対策部長 花 見 武 吉



所得税の基礎控除の見直し等に関する周知について(周知依頼)

標題の件について、国税庁から日税連を通じ、令和 7 年度の税制改正のより「所得税の基礎控除及び給与所得控除の見直し」、「特定親族特別控除の創設」が行われ、令和 7 年 12 月に行う年末調整から適用されることについて、参考資料のとおり周知依頼がありました。

つきましては、国税庁依頼文書の内容をご確認いただき会員へご周知くださいますようお願い方お願いいたします。

<参考資料>

- 日税連依頼文書
所得税の基礎控除の見直し等に関する周知について（周知依頼）
- 国税庁依頼文書
所得税の基礎控除の見直し等に関する周知等について（依頼）
- 別添
 - ・国税庁ホームページにおける基礎控除の見直し等に関する「特設サイト」のリンク用バナー
 - ・国税庁ホームページにおける「特設サイト」のQRコード

【写し送付先】 本会業務対策部委員、県連事務局及び支部事務局



日連 7 第 189 号
(業 2 第 15 号)
令和 7 年 5 月 22 日

税理士会会長 様

日本税理士会連合会
会長 太田 直樹
(公印省略)

所得税の基礎控除の見直し等に関する周知について（周知依頼）

標題に関し、国税庁より別紙のとおり周知依頼がありました。
ついては、貴会において会員へ周知くださるようお願いいたします。

<参考資料>

- 国税庁依頼文書
所得税の基礎控除の見直し等に関する周知等について（依頼）
- 別添
国税庁ホームページにおける基礎控除の見直し等に関する「特設サイト」のリンク用バナー及び QR コード
- 国税庁ホームページ「令和 7 年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について」

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>

日本税理士会連合会
会長 太田 直樹 様

国税庁 課税部 法人課税課長

所得税の基礎控除の見直し等に関する周知等について（依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 7 年度の税制改正により、「所得税の基礎控除及び給与所得控除の見直し」、「特定親族特別控除の創設」（以下「本改正」という。）が行われ、令和 7 年 12 月に行う年末調整から適用されることとなりました。

源泉徴収義務者の方が適切に本改正に対応いただけるよう、国税庁としましても、周知・広報を順次、進めてまいりますので、各税理士会及び各支部に対し、以下の内容について、御周知いただきますよう御協力をお願い申し上げます。

1 所得税の基礎控除の見直し等に関する特設サイトの開設

国税庁ホームページ内に所得税の基礎控除の見直し等に関する特設サイト（以下「特設サイト」という。）を 4 月 25 日に開設し、本改正に関するパンフレットを掲載しています。また、特設サイトには、今後、よくある質問（Q & A）などの情報を追加するなど随時更新することを予定しているところです。

本改正について、できるだけ多くの源泉徴収義務者の方に周知・広報する必要がありますので、この特設サイトへの誘因を目的として、各税理士会及び各支部のホームページに特設サイトのリンク用バナーを掲載していただきますとともに、特設サイトの URL 又は QR コード（別添）を各税理士会及び各支部の機関紙（誌）等へ掲載いただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

2 各税理士会や各支部主催による本改正に関する説明会や年末調整説明会等における講師派遣

国税庁では、本改正に係る年末調整の手続き等について、上記 1 のとおり特設サイトにおいて情報を随時掲載するほか、各税務署等において源泉徴収義務者の方からの相談に対応することを予定しているところです。

各税理士会及び各支部において、本改正に関する説明会や年末調整説明会等を開催される場合には、各税務署から講師派遣等が可能ですので、積極的に依頼いただ

きますとともに御周知をお願いいたします。

御不明な点につきましては、以下の連絡先までお問い合わせください。

(連絡先)

国税庁課税部 法人課税課
課長補佐 谷本 雄一
源泉監理第一係長 林 洋光
(代表) TEL 03-3581-4161 (内線) 3408

- 国税庁ホームページにおける基礎控除の見直し等に関する「特設サイト」のリンク用バナー

所得税の基礎控除の見直し等

URL : <https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>

- 国税庁ホームページにおける「特設サイト」のQRコード



(注)「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。